

別表（第4条関係）

補助要件	機器	<p>(1) カメラ</p> <p>ア カメラの有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>イ 1秒間に1枚以上撮影できること。</p> <p>ウ カラー画像であること。</p> <p>エ 作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること（被写体最低照度0.1ルクス以上の赤外線照射機能付きカメラを推奨する。）。</p> <p>(2) 録画装置（レコーダー等）</p> <p>ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</p> <p>イ 記録間隔が1秒間に1画面以上であること。</p> <p>ウ 700×240画素以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー、CD-R等外部記録媒体に画像が複写できる機能を有するハードディスクその他の画像記録用機器を備えるものであること。</p> <p>(3) モニター</p> <p>特に指定しない。</p>
撮影場所		<p>(1) 公道等を撮影するものであること（撮影された画像のうち道路、公園、団地内の通路その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね2分の1以上であること。）。</p> <p>(2) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p> <p>(3) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p>
地域の合意		防犯カメラを設置する地域の合意が形成され、又は補助事業開始までにその見込みがあること。
設置許可		防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾又は許可を得られ、又は補助事業開始までにその見込みがあること。
設置場所の表示		防犯カメラの設置場所に防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
管理運用規程		次の項目を含む管理運用規程が定められ、又は補助事業開始までにその見込みがあること。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</li><li>(2) 撮影していることの明示</li><li>(3) 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法</li><li>(4) 記録した映像の利用及び提供の制限</li><li>(5) 苦情処理対応</li><li>(6) その他防犯カメラの運用に関すること。</li></ul> |
|--|---|